

○旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、旭市補助金等交付規則(平成17年旭市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次条に定める市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等(以下「補助対象設備」という。)を導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表第2の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ別表第3の共通要件及び別表第4の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。ただし、旭市暴力団排除条例(平成24年旭市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等を除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第5左欄に掲げる設備の種類に

応じ右欄に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、別表第6左欄に掲げる設備の種類に応じ右欄に掲げる額とする。
- 3 第1項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 4 補助金は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸につき1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合
 - (2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設する場合
- 5 補助金は、窓の断熱改修及びV2H充放電設備にあつては、一の住宅につき1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸につき1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあつては1棟につき1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りでない。
- 6 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、一の申請者（次条に規定する申請者をいう。）につき1回に限り交付する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものと

する。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書(第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書(第6号様式)に別表第9及び別表第10に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書(第7号様式)により当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認申請書（様式第9号）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項に規定する財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表第11のとおりとする。

3 市長は、第1項に規定する承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、処分の可否を決定するとともに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認（不承認）通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。ただし、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、旭市住

宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

（協力の義務）

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率U_wが1.9以下のものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>備考</p> <p>(1) 室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいい、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認めない。</p> <p>(2) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とすることができる。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに</p>

	<p>購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
<p>V2H充放電設備</p>	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表第2（第3条関係）

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	次のいずれかに該当すること。 (1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 (2) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 (3) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅 (4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
窓の断熱改修	(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。この場合において、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わず、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>

別表第3（第4条関係）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件（共通要件）
<p>第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備</p>	<p>(1) 補助事業を行う者（個人の場合にあつては、その世帯全員）が市に納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。この場合において、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p>

別表第4（第4条関係）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）
家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表第11に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 補助事業を行う者及びその世帯員が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと（定置用リチウムイオン蓄電システムに限る。）。</p>
窓の断熱改修	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、この要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

別表第5（第5条関係）

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等いう。網戸、雨戸等の窓付属部材費、ガラスが付随するドアそのもの（窓として登録されているものを除く。）の本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表第6（第5条関係）

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限 100,000円
定置用リチウムイオン 蓄電システム	上限 70,000円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額 (上限 80,000円)
	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額 (上限 80,000円に改修を行う戸数を乗じて得た額)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限 150,000円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限 100,000円
V2H充放電設備	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額 (上限 250,000円)

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第7（第6条関係）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の概要（第1号様式の2） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式の3）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (4) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる図面（地図） (5) リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類

別表第8（第6条関係）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充電放電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の配置予定図面 (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の配置予定図面（平面図、立面図） (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (4) マンション管理組合の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）又はマンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票等）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合の場合に限る。） (5) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合の場合に限る。）
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

別表第9（第10条関係）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類（共通して必要となるもの）
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（第6号様式の2） (2) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） (3) その他市長が必要と認める書類

別表第10（第10条関係）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン電池システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。） (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） (2) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

別表第11（第14条関係）

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄 電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド 自動車	4年
V2H充放電設備	5年